

地域社会のニーズへの 対応と収益確保

No.3



～行政財産の積極的な活用～

【財務部】

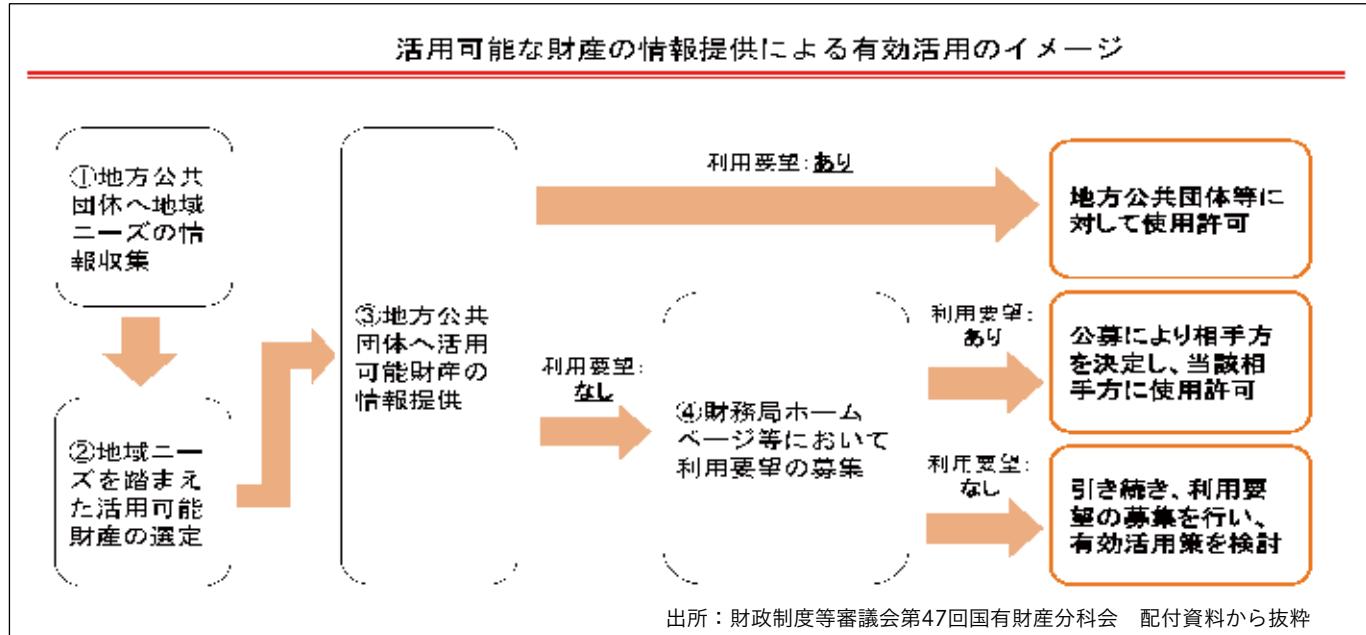
国有財産の管理及び処分を規定する国有財産法では、国有財産を「行政財産」とそれ以外の財産である「普通財産」に分類しています。

「行政財産」は、国が行政目的で使用している財産であり、管理している各省各庁の長が、「その用途又は目的を妨げない限度」において、貸付け、使用又は収益の許可（以下「使用許可」という。）を行うことができます。

県内でも、庁舎の一部を職員や来庁者など庁舎の利用者のための食堂や売店等として使用許可している事例や、防衛施設周辺における良好な生活環境等を確保し、当該防衛施設の安定的運用に資することを目的に緑地帯その他の緩衝地帯として整備している土地を、公共の駐車場や防災倉庫敷地として使用許可している事例があります。

活用可能な行政財産については、より積極的な活用を進めるため、今般、使用許可の取扱いが見直され、財務局（沖縄県では当局財務部）が、その所在や面積などの情報を各省各庁から収集・取りまとめたうえで、一元的に発信していくこととなりました。

情報提供は、まず地方公共団体に対して行いますが、地方公共団体から利用要望がない財産については、当局のホームページ上で広く利用要望の募集を行います。



沖縄総合事務局では、活用可能な行政財産については、地域社会による更なる活用を促すことで、利用内容やニーズに応じた一層の有効活用を図るとともに、更なる収益確保につながるよう、最適利用を推進していきます。

財務部管財総括課 ☎098-866-0096